

平成27年度税制改正 ~その他~

平成 27 年度の税制改正もいよいよ最終回です。

1. NISA 関連

(1) ジュニア NISA の創設

①ジュニア NISA とは

文字通り NISA (少額投資非課税制度) の「こども版」が誕生します。

基本的には NISA (NO.161・162) と同じですが、ジュニア NISA は、

0 歳から 19 歳までの未成年者が対象となります。NISA がスタートして 2 年弱、その利用者の多くが中高年層であり、20 代・30 代は一握りであるという実態が明らかになってきました。中高年の資産を子どもや孫の代により動かし易くするという狙いから、ジュニア誕生となりました。



②ジュニア NISA のポイント

制度開始時点で、日本に在住している 20 歳未満の子どもだけが利用できます。未成年ですので、原則親権者が代理で運用をします。そして、ジュニア NISA のもう一つの大きなポイントは、引き出すタイミングに縛りがあることです。その年の 3 月 31 日で 18 歳に達していれば、その年以降は引き出すことができます。これは、子どもにとってまとまったお金が必要となるのは、進学や就職などの進路決定時であろうという背景を反映したものです。年間投資限度額は大人版 NISA より若干少額で、80 万円となります。

③ジュニア NISA の注意点

祖父母が孫のためにジュニア NISA で口座を開設して 80 万円の投資をした場合、これは 80 万円の贈与となります。この 80 万円は、年間 110 万円の贈与税の非課税枠とは別に非課税となる訳ではありませんので、残りあと 30 万円しか非課税の枠がないという点はお気を付けてください。

(2) NISA の年間投資上限の引き上げ

月に 10 万円の投資額とするのが使いやすいであろうということから、投資限度額が年間 100 万円から 120 万円に引き上げられました。

2. 空家の固定資産税軽減措置の見直し

これまで固定資産税には「住宅用地の特例」という規定があり、住宅に使用されている土地については、課税標準額（固定資産税が課税されるもとなる金額）が最大 6 分の 1（200 m²未満の場合）に軽減されてきました。たとえ空き家であってもこの軽減規定が適用されてきましたので、更地にして取り壊し費用がかかった上に税金が上がってしまうということから、空き家のまま残しておくのが節税と言われてきました。

しかし、今回の改正では、倒壊の危険があったり、衛生上、景観上問題となるような「特定空き家等」に該当する場合には、住宅用地の特例の適用が認められなくなります。固定資産税の計算は複雑であり、単純に税額が 6 倍増ということにはなりません、3~4 倍近くになる場合はあるようです。

3. 財産債務明細書の見直し

「財産債務明細書」が「財産債務調書」に格上げとなりました。ただし、提出の要件は緩和されています。